

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市山本町土地改良区が土地改良事業（地域計画実現化促進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）大上地区）を行うことについて令和5年8月24日適当と決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和5年9月12日から同年10月2日まで縦覧に供する。

令和5年9月5日

香川県知事 池 田 豊 人